

新旧対照表

改正後	改正前
○岸和田市環境保全条例 平成15年 6 月20日 条例第16号	○岸和田市環境保全条例 平成15年 6 月20日 条例第16号
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）	第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
第 2 章 環境施策（第 6 条— <u>第15条の 3</u> ）	第 2 章 環境施策（第 6 条— <u>第15条</u> ）
第 3 章 生活環境の保全と公害の防止	第 3 章 生活環境の保全と公害の防止
第 1 節 公害の防止（第16条—第29条）	第 1 節 公害の防止（第16条—第29条）
第 2 節 指定事業所に関する規制（第30条—第41条）	第 2 節 指定事業所に関する規制（第30条—第41条）
第 3 節 特定建設作業に関する規制（第42条—第45条）	第 3 節 特定建設作業に関する規制（第42条—第45条）
第 4 節及び第 5 節 削除	第 4 節 自動車公害の防止（第46条—第48条）
	第 5 節 放送電波受信障害の防止（第49条—第55条）
第 6 節 その他生活環境の保全等（第56条—第63条）	第 6 節 その他生活環境の保全等（第56条—第63条）
第 4 章 自然環境の保全と回復	第 4 章 自然環境の保全と回復
第 1 節 自然環境の保全と回復の推進（第64条—第67条）	第 1 節 自然環境の保全と回復の推進（第64条—第67条）
第 2 節 自然環境保全区域（第68条—第76条）	第 2 節 自然環境保全区域（第68条—第76条）
第 3 節 現状変更行為の届出（第77条・第78条）	第 3 節 現状変更行為の届出（第77条・第78条）
第 4 節 参画と協働による自然環境の保全等（第79条—第84条）	第 4 節 参画と協働による自然環境の保全等（第79条—第84条）
第 5 章 補則（第85条—第87条）	第 5 章 補則（第85条—第87条）
第 6 章 罰則（第88条—第93条）	第 6 章 罰則（第88条—第93条）
附則	附則
第 1 章 総則 （目的）	第 1 章 総則 （目的）
第 1 条 この条例は、環境の保全と創造（以下「環境の保全等」という。）に ついての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境 の保全等に関する施策（以下「環境施策」という。）を総合的かつ計画的に	第 1 条 この条例は、環境の保全と創造（以下「環境の保全等」という。）に ついての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境 の保全等に関する施策（以下「環境施策」という。）を総合的かつ計画的に

改正後	改正前
に推進することにより、現在及び将来にわたり市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。 （基本理念） 第2条 市は、次の各号に掲げる基本理念に基づき、環境施策を推進しなければならない。 （1） 生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること。 （2） 地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること。 （3） 地域の自然景観、伝統文化及び歴史的遺産を保全し、及び活用し、潤いと安らぎのある文化環境を形成すること。 （4） 健康で安全に暮らせる良好な生活環境を確保し、資源及びエネルギーの適正な利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成すること。 （5） 市、市民及び事業者が地域の環境の保全等に参画し、協働して取り組み、学びあい育ちあうことにより、環境を大切にした価値観に基づき日常生活又は事業活動を営むこと。 （市の責務） 第3条 市は、前条に定める基本理念を実現するため、環境施策を総合的に策定し、及び実施するものとし、環境に影響を与えるおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講じるものとする。 2 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）による環境の保全等に関する自主的な活動を促進するとともに、これらの活動が連携して推進されるよう必要な措置を講じるものとする。 第4条～第14条 略 （生物の多様性の保全に係る取組）	推進することにより、現在及び将来にわたり市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。 （基本理念） 第2条 市は、次の各号に掲げる基本理念に基づき、環境施策を推進しなければならない。 （1） 生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること。 （2） 地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること。 （3） 地域の自然景観、伝統文化及び歴史的遺産を保全し、及び活用し、潤いと安らぎのある文化環境を形成すること。 （4） 健康で安全に暮らせる良好な生活環境を確保し、資源及びエネルギーの適正な利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成すること。 （5） 市、市民及び事業者が地域の環境の保全等に参画し、協働して取り組み、学びあい育ちあうことにより、環境を大切にした価値観に基づき日常生活又は事業活動を営むこと。 （市の責務） 第3条 市は、前条に定める基本理念を実現するため、環境施策を総合的に策定し、及び実施するものとし、環境に影響を与えるおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講じるものとする。 2 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）による環境の保全等に関する自主的な活動を促進するとともに、これらの活動が連携して推進されるよう必要な措置を講じるものとする。 第4条～第14条 略

改正後	改正前
第15条 市及び市民等は、生物の多様性の保全のため、地域の野生生物や生態系への理解を深めるとともに、多様な野生生物の生息又は生育が可能な環境の保全等に努めなければならない。 <u>(地球環境の保全の推進)</u> 第15条の2 市は、地域における環境の保全等を通じて、市民等と協働して地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。 <u>(表彰)</u> 第15条の3 市長は、環境の保全等に多大な貢献をしたと認められる者に対し、その功績を表彰することができる。 第3章 生活環境の保全と公害の防止 第1節 公害の防止 (用語の定義) 第16条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。 (2) 指定事業所 公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を発生し、又は排出するおそれのある事業所で、別表第1に定めるものをいう。 (3) 特定建設作業 建設工事等の作業のうち騒音又は振動を発生するおそれのある作業で、別表第2に定めるものをいう。 第17条～第45条 略 <u>第4節及び第5節 削除</u> 第46条から第55条まで 削除	第15条 削除 第3章 生活環境の保全と公害の防止 第1節 公害の防止 (用語の定義) 第16条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。 (2) 指定事業所 公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を発生し、又は排出するおそれのある事業所で、別表第1に定めるものをいう。 (3) 特定建設作業 建設工事等の作業のうち騒音又は振動を発生するおそれのある作業で、別表第2に定めるものをいう。 第17条～第45条 略 <u>第4節 自動車公害の防止</u> <u>(自動車の所有者の努力義務)</u> 第46条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自

改正後	改正前
	<u>動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車を運転し、若しくは所有する者は、交通関係法令を遵守し、必要な整備及び適正な運転をすることにより、騒音、振動及び排出ガスの低減に努めなければならない。</u> <u>(交通公害に関する適切な措置の要請)</u> 第47条 市長は、自動車等の通行によって発生する騒音、振動及び排出ガスによって市民の平穏な生活を妨げると認めるときは、関係行政機関に対し、<u>自動車等の通行の制限又は道路の改善等適切な措置を講じるよう要請するものとする。</u> <u>(運輸事業者等の努力義務)</u> 第48条 運輸事業者等は、地域の良好な生活環境を確保するため、騒音、振動の防止及び排出ガスの低減に努めなければならない。 2 運輸事業者等は、常に車両の整備及び適正な運行管理に努めなければならない。
	<u>第5節 放送電波受信障害の防止</u> <u>(放送電波受信障害の防止義務)</u> 第49条 建築物の建築主、設計者、工事施工者（下請負人を含む。）及び工事監理者は、建築物の建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。以下この節において同じ。）をすることに伴って生ずる放送電波受信障害の影響範囲をあらかじめ調査し、周辺住民の放送電波の受信に支障を及ぼさないように必要な措置を講じなければならない。 <u>(建築の届出の義務)</u> 第50条 別表第5の左欄に掲げる建築物が位置する地域又は区域の区分に応じ、同表右欄に掲げる建築物を建築しようとする建築主は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の確認の申請をし、又は同法第18条第2項の通知をしようとする日の14日前までに次の各号に掲げる図書により、その計画その他必要な事項を市長に届け出なければならない。 (1) 建築計画書

改正後	改正前
	(2) 平面図 (3) 立面図（2面以上のもの） (4) テレビ電波受信障害調査報告書（高さが12.5メートルを超える建築物に係るものにあつては、測定車による実測報告書に限る。） (5) 誓約書 (6) その他市長が特に必要と認めるもの 第51条から第55条まで 削除
第6節 その他生活環境の保全等	第6節 その他生活環境の保全等
第56条から第58条まで 削除	(資源の循環利用及び廃棄物の減量) 第56条 何人も、資源の循環利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。 (適正処理の義務) 第57条 何人も、廃棄物を処理する場合は、適正に処理しなければならない。 (屋外燃焼行為の禁止) 第58条 何人も、屋外において燃焼行為をしてはならない。ただし、法令等に適合する焼却炉の使用又は法令等によって除外されている行為については、この限りでない。
(工事施工事業者の義務)	(工事施工事業者の義務)
第59条 土木工事、建設工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が、道路、公共用水域その他の公共の場所に飛散し、脱 落し、流出し、又はたい積しないようにしなければならない。 (勧告及び命令)	第59条 土木工事、建設工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が、道路、公共用水域その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又はたい積しないようにしなければならない。 (勧告及び命令)
第60条 市長は、 <u>前条</u> の規定に違反して周辺の生活環境を著しく阻害していると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講じるべきことを勧告し、又は命じることができる。	第60条 市長は、 <u>前2条</u> の規定に違反して周辺の生活環境を著しく阻害していると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講じるべきことを勧告し、又は命じることができる。
第61条～第76条 略	第61条～第76条 略
第3節 現状変更行為の届出	第3節 現状変更行為の届出

改正後	改正前
(現状変更行為の届出) 第77条 自然環境の有する水源涵養、防災その他の機能の保全等を図るため、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域をいう。）における1,000平方メートル以上の土地において、次の各号に掲げる自然環境の保全等に影響を与えるおそれのある行為（以下「現状変更行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ行為（変更）届出書に別表第9に掲げる対象行為の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる図書等を添付して、市長に届け出なければならない。 (1) 土砂等（埋立て又は盛土の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。）による埋立て又は盛土をすること。 (2) 宅地の造成又は土地の開墾 (3) 土石の採取又は鉱物の掘採 (4) 駐車場又は資材置場の建設 2 前項に定める面積未満であっても、現状変更行為を行おうとする土地（以下「行為地」という。）に隣接する土地（以下「隣接地」という。）において行われた現状変更行為と一体と認められる現状変更行為を行為地で行おうとする場合で、当該行為地における現状変更行為が、隣接地における現状変更行為が完了した日から起算して3年を経過する日前に行われ、かつ、当該行為地と隣接地とを合せた土地の面積が1,000平方メートル以上となるときは、あらかじめ前項の規定による届出を行わなければならない。 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が別表第10に掲げる自然環境の保全等の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に関し改善その他必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。 4 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。 (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (2) 第68条第1項の規定により指定された保全区域で行う行為	(現状変更行為の届出) 第77条 自然環境の有する水源涵養、防災その他の機能の保全等を図るため、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域をいう。）における1,000平方メートル以上の土地において、次の各号に掲げる自然環境の保全等に影響を与えるおそれのある行為（以下「現状変更行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ行為（変更）届出書に別表第9に掲げる対象行為の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる図書等を添付して、市長に届け出なければならない。 (1) 土砂等（埋立て又は盛土の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。）による埋立て又は盛土をすること。 (2) 宅地の造成又は土地の開墾 (3) 土石の採取又は鉱物の掘採 (4) 駐車場又は資材置場の建設 2 前項に定める面積未満であっても、現状変更行為を行おうとする土地（以下「行為地」という。）に隣接する土地（以下「隣接地」という。）において行われた現状変更行為と一体と認められる現状変更行為を行為地で行おうとする場合で、当該行為地における現状変更行為が、隣接地における現状変更行為が完了した日から起算して3年を経過する日前に行われ、かつ、当該行為地と隣接地とを合せた土地の面積が1,000平方メートル以上となるときは、あらかじめ前項の規定による届出を行わなければならない。 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が別表第10に掲げる自然環境の保全等の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に関し改善その他必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。 4 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。 (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (2) 第68条第1項の規定により指定された保全区域で行う行為

改正後	改正前
(3) 第68条第2項各号に掲げる区域で行う行為 (4) この条例が施行された際、既に着手している行為 (5) <u>国等が行う行為</u> (6) <u>法令又は他の条例（大阪府が定める条例を含む。）の規定による許可、認可その他の処分又は届出による行為であつてこの条例と同等以上の効果が得られるものとして規則で定める行為</u>	(3) 第68条第2項各号に掲げる区域で行う行為 (4) この条例が施行された際、既に着手している行為
5 第72条第5項及び第6項並びに第74条の規定は、現状変更行為の届出について準用する。この場合において、第72条第6項中「第4項第1号」とあるのは「第77条第4項第1号」と、第74条第1項中「第72条第1項」とあるのは「第77条第1項」と読み替えるものとする。 第78条～第82条 略	5 第72条第5項及び第6項並びに第74条の規定は、現状変更行為の届出について準用する。この場合において、第72条第6項中「第4項第1号」とあるのは「第77条第4項第1号」と、第74条第1項中「第72条第1項」とあるのは「第77条第1項」と読み替えるものとする。 第78条～第82条 略
第83条 削除	<u>(表彰)</u> 第83条 市長は、自然環境の保全等に多大な貢献をしたと認められるものに<u>対し、その功績を表彰することができる。</u>
(土地の買取り等) 第84条 市は、保全区域内の土地について、特に必要があると認めるときは、当該土地の買取りその他の措置を講じることができる。 第5章 補則 (立入検査等) 第85条 市長は、この条例の施行に関し、必要な限度においてその職員に指定事業所、特定建設作業現場その他必要と認める場所に立ち入らせ、関係施設、設備その他の物件及び行為を検査させ、又は関係者に対して必要な指示、指導及び報告を行わせることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (氏名等の公表) 第86条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所並びに指導、勧告又	(土地の買取り等) 第84条 市は、保全区域内の土地について、特に必要があると認めるときは、当該土地の買取りその他の措置を講じることができる。 第5章 補則 (立入検査等) 第85条 市長は、この条例の施行に関し、必要な限度においてその職員に指定事業所、特定建設作業現場その他必要と認める場所に立ち入らせ、関係施設、設備その他の物件及び行為を検査させ、又は関係者に対して必要な指示、指導及び報告を行わせることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (氏名等の公表) 第86条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所並びに指導、勧告又

改正後	改正前
は命令の内容を公表することができる。 (1) 第72条第2項の規定による指導又は勧告に従わないとき。 (2) 第72条第5項（第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従わないとき。 (3) 第77条第3項の規定による指導又は勧告に従わないとき。 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。 (その他) 第87条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 第6章 罰則 第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第39条第1項の規定による命令に違反した者 (2) 第40条の規定による命令に違反した者 第89条 第41条第4項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 (1) 第30条の規定に違反して、指定事業所を設置した者 (2) 第34条の規定に違反して、届出をした事項を変更した者 (3) 第60条の規定による命令に違反した者 第91条 第45条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。 第92条 第85条第1項の規定による立入検査を拒み、又は妨害した者（第3章に規定するものに限る。）は、10万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) 第93条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員	は命令の内容を公表することができる。 (1) 第72条第2項の規定による指導又は勧告に従わないとき。 (2) 第72条第5項（第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従わないとき。 (3) 第77条第3項の規定による指導又は勧告に従わないとき。 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。 (その他) 第87条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 第6章 罰則 第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第39条第1項の規定による命令に違反した者 (2) 第40条の規定による命令に違反した者 第89条 第41条第4項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 (1) 第30条の規定に違反して、指定事業所を設置した者 (2) 第34条の規定に違反して、届出をした事項を変更した者 (3) 第60条の規定による命令に違反した者 第91条 第45条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。 第92条 第85条第1項の規定による立入検査を拒み、又は妨害した者（第3章に規定するものに限る。）は、10万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) 第93条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員

改正後	改正前
が、その法人又は人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 別表第1（第16条関係） 指定事業所	が、その法人又は人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 別表第1（第16条関係） 指定事業所
1 物品の製造又は加工を行い、1日の通常排水量が30立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2キロリットル以上の事業所	1 物品の製造又は加工を行う<u>施設の原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上</u>、1日の通常排水量が20立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2キロリットル以上の事業所
2 次の各号に掲げる業を営む事業所又は当該事業所 <u>（1） ガソリンスタンド</u> <u>（2） 車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの</u> <u>（3） 粉粒塊たい積場（300平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。）</u>	2 次の各号に掲げる業を営む事業所又は当該事業所 <u>（1） たん白質の加水分解</u> <u>（2） 飼料の製造</u> <u>（3） 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも又は製袋</u> <u>（4） 羽、毛、繊維又は皮革の洗浄、漂白、染色、色止め、のり付け又はのりぬき</u> <u>（5） なめし皮の製造</u> <u>（6） 合成樹脂の製造又は加熱加工</u> <u>（7） 塗料、顔料、染料又はこれらの中間物の製造</u> <u>（8） インク又は絵具の製造</u> <u>（9） 油脂の加工又は石けんの製造</u> <u>（10） 肥料の製造</u> <u>（11） 化学薬品（医薬品及び農薬を含む。）の製造</u> <u>（12） カドミウム、シアン、水銀、鉛、砒（ひ）素、有機リン、クロム又はこれらの化合物を用いる物品の製造又は加工</u> <u>（13） アスファルト、コールドタール又は木タールを用いる物品の製造又は加工</u> <u>（14） 懐炉灰又は練炭の製造</u> <u>（15） 有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工</u>

改正後	改正前
	(16) <u>岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工</u> (17) <u>ガラスの腐しょく又は研磨</u> (18) <u>セメントを用いる製品の製造</u> (19) <u>非鉄金属の溶融（容器又は炉を用いるものに限る。）</u> (20) <u>電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断</u> (21) <u>金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理</u> (22) <u>金属箔又は金属粉の製造</u> (23) <u>電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋌打</u> (24) <u>油かんその他の空かんの再生</u> (25) <u>金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しょく若しくは被膜加工</u> (26) <u>紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化プラスチック製品の製造若しくは加工</u> (27) <u>動物質骨材（貝がらを含む。）の研磨</u> (28) <u>塗料の吹付け又は強制乾燥</u> (29) <u>木材、紙又は繊維の防虫防腐加工</u> (30) <u>産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工</u> (31) <u>へい獣処理場</u> (32) <u>と畜場</u> (33) <u>セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの</u> (34) <u>採石場（土砂を含む。）又は碎石場</u> (35) <u>ガソリンスタンド</u> (36) <u>自動洗車場（スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）</u> (37) <u>車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの</u> (38) <u>内燃機関の試験又は調整を行うもの</u>

改正後		改正前
		(39) 青写真の焼付所 (40) 電動工具を使用する大工作業場 (41) 鉄砲を使用する射撃場 (42) 石材の引割又は研磨を行うもの (43) 暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの (44) 粉粒塊たい積場（300平方メートル以上のものに限る。）
3 前2項の規定にかかわらず、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）の規定に該当する施設を有する事業所を除く。		3 前2項の規定にかかわらず、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）の規定に該当する施設を有する事業所を除く。
別表第2（第16条関係） 特定建設作業		別表第2（第16条関係） 特定建設作業
1 アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業		1 アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業
2 インパクトレンチを使用する作業		2 インパクトレンチを使用する作業
		3 火薬を使用する破壊作業
3 動力源として発電機（10キロワット以上のものに限る。）を使用する作業		4 動力源として発電機（10キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
4 コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業		5 コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業
5 バイブレーションローラ及びランマを使用する作業		6 バイブレーションローラ及びランマを使用する作業
6 電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業		7 電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業
別表第3（第31条関係）		別表第3（第31条関係）
<u>その1 大気に係る規制基準</u>		
<u>一般粉じんに係る規制基準</u>		
	施設の種類	規制基準

改正後								改正前									
粉粒塊たい積場（300平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。）				(1) 散水設備によって散水が行われていること。													
				(2) 防じんカバーでおおわれていること。													
				(3) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。													
				(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。													
その2 汚水に係る規制基準（排出基準）								その1 汚水に係る規制基準（排出基準）									
1 有害物質に係る排出基準 略								1 有害物質に係る排出基準 略									
2 有害物質以外の物質に係る排出基準								2 有害物質以外の物質に係る排出基準									
(1) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）及び化学的酸素要求量（以下「COD」という。）並びに浮遊物質質量（以下「SS」という。）に係る排出基準								(1) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）及び化学的酸素要求量（以下「COD」という。）並びに浮遊物質質量（以下「SS」という。）に係る排出基準									
ア 既設指定事業所に係る排出基準								ア 既設指定事業所に係る排出基準									
				許容限度（単位mg／ℓ）								許容限度（単位mg／ℓ）					
地域		上流地域			臨海 造成 地域	一般地域			地域		上流地域			臨海 造成 地域	一般地域		
1日当たりの平均的な 排出水の量 （単位m ³ ）		30以 上50 未満	50以 上200 未満	200以 上1,000 未満	30以 上1,000 未満	30以 上50 未満	50以 上200 未満	200以 上1,000 未満	1日当たりの平均的な 排出水の量 （単位m ³ ）		20以 上50 未満	50以 上200 未満	200以 上1,000 未満	20以 上50 未満	50以 上200 未満	200以 上1,000 未満	
業種	項目等								業種	項目等							

改正後											改正前										
畜産農 業	B O D 及びC	日間 平均	120	120	120	120	120	120	120		畜産農 業	B O D 及びC	日間 平均	120	120	120	120	120	120		
		OD	最大	150	150	150	150	150	150	150				OD	最大	150	150	150	150	150	150
	S S	日間 平均	150	120	120	150	150	120	120		S S	日間 平均	150	120	120	150	150	120	120		
		最大	200	150	150	200	200	150	150			最大	200	150	150	200	200	150	150		
	食料品 製造業	B O D 及びC	日間 平均	120	80	60	25	120	100	70		食料品 製造業	B O D 及びC	日間 平均	120	80	60	25	120	100	70
OD			最大	150	100	80	30	150	120	90				OD	最大	150	100	80	30	150	120
S S		日間 平均	150	100	80	50	150	120	100		S S	日間 平均	150	100	80	50	150	120	100		
		最大	200	120	100	65	200	150	120			最大	200	120	100	65	200	150	120		
パル プ、紙 又は紙 加工品 製造業	B O D 及びC	日間 平均	120	80	80	25	120	100	100		パル プ、紙 又は紙 加工品 製造業	B O D 及びC	日間 平均	120	80	80	25	120	100	100	
		OD	最大	150	100	100	30	150	120	120				OD	最大	150	100	100	30	150	120
	S S	日間 平均	150	120	120	60	150	120	120		S S	日間 平均	150	120	120	60	150	120	120		
		最大	200	150	150	80	200	150	150			最大	200	150	150	80	200	150	150		
化学工 業	B O D 及びC	日間 平均	120	80	60	25	120	100	80		化学工 業	B O D 及びC	日間 平均	120	80	60	25	120	100	80	
		OD	最大	150	100	80	30	150	120	100				OD	最大	150	100	80	30	150	120
	S S	日間 平均	150	100	80	20	150	120	100		S S	日間 平均	150	100	80	20	150	120	100		
		最大	200	120	100	25	200	150	120			最大	200	120	100	25	200	150	120		
石油製 品又は 石炭製	B O D 及びC	日間 平均	120	50	—	25	120	50	—		石油製 品又は 石炭製	B O D 及びC	日間 平均	120	50	—	25	120	50	—	
		OD	最大	150	65	—	30	150	65	—				OD	最大	150	65	—	30	150	65

改正後											改正前										
品製造業	S S	日間平均	150	120	—	40	150	120	—		品製造業	S S	日間平均	150	120	—	40	150	120	—	
		最大	200	150	—	50	200	150	—				最大	200	150	—	50	200	150	—	
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業及び機械又は機械器具製造業	B O D 及び C	日間平均	120	60	35	25	120	60	40		鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業及び機械又は機械器具製造業	B O D 及び C	日間平均	120	60	35	25	120	60	40	
		OD 最大	150	80	45	30	150	80	50				OD 最大	150	80	45	30	150	80	50	
	S S	日間平均	150	120	70	40	150	120	80			S S	日間平均	150	120	70	40	150	120	80	
		最大	200	150	90	50	200	150	100				最大	200	150	90	50	200	150	100	
その他の業種	B O D 及び C	日間平均	120	80	50	25	120	80	60		その他の業種	B O D 及び C	日間平均	120	80	50	25	120	80	60	
		OD 最大	150	100	65	30	150	100	80				OD 最大	150	100	65	30	150	100	80	
	S S	日間平均	150	120	90	60	150	120	100			S S	日間平均	150	120	90	60	150	120	100	
		最大	200	150	110	80	200	150	120				最大	200	150	110	80	200	150	120	

備考

- この表において「既設指定事業所」とは、別表第 1 に掲げる指定事業所で昭和52年 3 月29日までに設置し、又は着工したものをいう。以下この項において同じ。
- この表において「上流地域」とは、牛滝川、松尾川及びこれらに流入する公共用水域をいう。以下この項及び付表において同じ。
- この表において「臨海造成地域」とは、木材町、新港町、臨海町、地

備考

- この表において「既設指定事業所」とは、別表第 1 に掲げる指定事業所で昭和52年 3 月29日までに設置し、又は着工したものをいう。以下この項において同じ。
- この表において「上流地域」とは、牛滝川、松尾川及びこれらに流入する公共用水域をいう。以下この項及び付表において同じ。
- この表において「臨海造成地域」とは、木材町、新港町、臨海町、地

改正後

蔵浜町、港緑町及び岸之浦町の地域をいう。以下この項及び付表において同じ。

4 この表において「一般地域」とは、上流地域及び臨海造成地域以外の地域をいう。以下この項及び付表において同じ。

5 前項の表の備考1及び備考4から備考6までに掲げる事項は、この表についても適用する。

6 この規制基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上の指定事業所に限り適用する。

7 この表において「日間平均」とは、1日の排出水の平均的な汚染状態についての許容限度を定めたものをいう。以下この項及び付表において同じ。

8 下水道処理区域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。）に所在する既設指定事業所の排出水に係る排出基準は、この表の基準にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、同表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、同表に掲げるとおりとする。

排出される平均的な 排出水の量が30m ³ 以上のもの	BOD及びCOD	日間平均	20
		最大	25
	SS	日間平均	70
		最大	90

9 備考8の規定は、指定事業所の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。

10 昭和49年11月1日までに設置し、着工した指定事業所については、付表と比較して数値の小さい方を適用する。

改正前

蔵浜町、港緑町及び岸之浦町の地域をいう。以下この項及び付表において同じ。

4 この表において「一般地域」とは、上流地域及び臨海造成地域以外の地域をいう。以下この項及び付表において同じ。

5 前項の表の備考1及び備考4から備考6までに掲げる事項は、この表についても適用する。

6 この規制基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上の指定事業所に限り適用する。

7 この表において「日間平均」とは、1日の排出水の平均的な汚染状態についての許容限度を定めたものをいう。以下この項及び付表において同じ。

8 下水道処理区域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。）に所在する既設指定事業所の排出水に係る排出基準は、この表の基準にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、同表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、同表に掲げるとおりとする。

排出される平均的な 排出水の量が20m ³ 以上のもの	BOD及びCOD	日間平均	20
		最大	25
	SS	日間平均	70
		最大	90

9 備考8の規定は、指定事業所の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。

10 昭和49年11月1日までに設置し、着工した指定事業所については、付表と比較して数値の小さい方を適用する。

改正後											改正前												
11 昭和49年11月 2 日から昭和52年 3 月29日までの間に設置し、着工した指定事業所については、イの表の排出基準を適用する。											11 昭和49年11月 2 日から昭和52年 3 月29日までの間に設置し、着工した指定事業所については、イの表の排出基準を適用する。												
イ 新設指定事業所にかかる排出基準											イ 新設指定事業所にかかる排出基準												
項目等		地域 1 日当たりの平均的な排出水の量 (単位m ³)	許容限度 (単位mg／ℓ)									項目等		地域 1 日当たりの平均的な排出水の量 (単位m ³)	許容限度 (単位mg／ℓ)								
			上流地域			臨海造成地域			一般地域						上流地域			臨海造成地域			一般地域		
			30以上	200以上	5,000以上	30以上	200以上	5,000以上	30以上	200以上	5,000以上				20以上	200以上	5,000以上	20以上	200以上	5,000以上	20以上	200以上	5,000以上
			上	5,000	0以上	上	5,000	0以上	上	5,000	0以上				上	5,000	0以上	上	5,000	0以上	上	5,000	0以上
			200未満	0未満	上	200未満	0未満	上	200未満	0未満	上				200未満	0未満	上	200未満	0未満	上	200未満	0未満	上
BOD及びCOD	日間平均	20	15	5	20	15	5	20	20	5	BOD及びCOD	日間平均	20	15	5	20	15	5	20	20	5		
	最大	25	20	10	25	20	10	25	25	10		最大	25	20	10	25	20	10	25	25	10		
SS	日間平均	50	50	20	20	20	10	50	50	20	SS	日間平均	50	50	20	20	20	10	50	50	20		
	最大	65	65	25	25	25	15	65	65	25		最大	65	65	25	25	25	15	65	65	25		
備考											備考												
1 「新設指定事業所」とは、別表第 1 に掲げる指定事業所で昭和52年 3 月30日以後に設置し、又は着工するものをいう。以下この項について同じ。											1 「新設指定事業所」とは、別表第 1 に掲げる指定事業所で昭和52年 3 月30日以後に設置し、又は着工するものをいう。以下この項について同じ。												
2 第 1 号アの表の備考 2 から備考 7 までに掲げる事項は、この表についても適用する。											2 第 1 号アの表の備考 2 から備考 7 までに掲げる事項は、この表についても適用する。												
(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る排出基準											(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る排出基準												
区分 種類		地域 1 日当たりの平均的な排出水の量 (単位m ³)	許容限度 (単位mg／ℓ)						区分 種類		地域 1 日当たりの平均的な排出水の量 (単位m ³)	許容限度 (単位mg／ℓ)											
			臨海造成地域			上流地域又は一般地域						臨海造成地域			上流地域又は一般地域								
			30以上	1,000	5,000	30以上	1,000	5,000				20以上	1,000	5,000	20以上	1,000	5,000						
			上	5,000	以上	上	5,000	以上				上	5,000	以上	上	5,000	以上						
			1,000未満	5,000未満	以上	1,000未満	5,000未満	以上				1,000未満	5,000未満	以上	1,000未満	5,000未満	以上						

改正後								改正前							
既設指定事業所	鉱油類含有量	4	—	—	5	—	—	既設指定事業所	鉱油類含有量	4	—	—	5	—	—
	動植物油脂類含有量	20	—	—	30	—	—		動植物油脂類含有量	20	—	—	30	—	—
新設指定事業所	鉱油類含有量	3	2	1	4	3	2	新設指定事業所	鉱油類含有量	3	2	1	4	3	2
	動植物油脂類含有量	10	10	5	10	10	5		動植物油脂類含有量	10	10	5	10	10	5
備考								備考							
1 第1号アの表の備考1及び同号イの表の備考1に掲げる事項は、この表についても適用する。								1 第1号アの表の備考1及び同号イの表の備考1に掲げる事項は、この表についても適用する。							
2 第1号アの表の備考2から備考6まで及び備考10に掲げる事項は、この表についても適用する。								2 第1号アの表の備考2から備考6まで及び備考10に掲げる事項は、この表についても適用する。							
3 昭和49年11月2日から昭和52年3月29日までの間に設置し、着工した指定事業所については、新設指定事業所の排出基準を適用する。								3 昭和49年11月2日から昭和52年3月29日までの間に設置し、着工した指定事業所については、新設指定事業所の排出基準を適用する。							
(3) その他の項目に係る排出基準								(3) その他の項目に係る排出基準							
項目等		許容限度						項目等		許容限度					
水素イオン濃度		5.8以上8.6以下						水素イオン濃度		5.8以上8.6以下					
フェノール類含有量		1（臨海造成地域内にある既設指定事業所から排出されるものにあつては2、上流地域及び一般地域内にある既設指定事業所から排出されるものにあつては5） （単位mg／ ι ）						フェノール類含有量		1（臨海造成地域内にある既設指定事業所から排出されるものにあつては2、上流地域及び一般地域内にある既設指定事業所から排出されるものにあつては5） （単位mg／ ι ）					
銅含有量		3 （単位mg／ ι ）						銅含有量		3 （単位mg／ ι ）					
亜鉛含有量		2 （単位mg／ ι ）						亜鉛含有量		5 （単位mg／ ι ）					
溶解性鉄含有量		10 （単位mg／ ι ）						溶解性鉄含有量		10 （単位mg／ ι ）					
溶解性マンガン含有量		10 （単位mg／ ι ）						溶解性マンガン含有量		10 （単位mg／ ι ）					
クロム含有量		2 （単位mg／ ι ）						クロム含有量		2 （単位mg／ ι ）					
大腸菌群数 日間平均		3,000 （単位個／cm						大腸菌群数 日間平均		3,000 （単位個／cm					

改正後	改正前
	<u>音圧レベルの計量単位をいう。</u> <u>2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いる。</u> <u>3 測定点は、指定事業所の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができる。</u> <u>4 騒音の測定方法は、日本産業規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。</u> <u>（2） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</u> <u>（3） 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。</u> <u>（4） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。</u> <u>5 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。</u> <u>（1） 第一種区域 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）</u> <u>（2） 第二種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない</u>

改正後

改正前

地域（以下「用途地域の指定のない地域」という。）

(3) 第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）

(4) 第四種区域 工業地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第53条第2号の規定に基づき、知事が告示で指定する地域（以下「大阪府告示で指定する地域」という。）

6

この表において、第三種区域及び第四種区域の「A」及び「B」とは、次に掲げる区域とする。

(1) A 既設の学校、保育所、病院及び収容施設を有する診療所の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域、第二種区域の境界線から15メートル以内の区域

(2) B A以外の区域

7

この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音、自動車騒音及び鉄道又は軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

その3

振動に係る規制基準

(単位 デシベル)

時間の区分		昼間	夜間
		(午前6時から午後9時まで)	(午後9時から翌日の午前6時まで)
区域の区分			
第一種区域		60	55
第二種区域（Ⅰ）		65	60
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区	65	60

改正後	改正前				
			域の境界線から15メー		
			トル以内の区域		
			その他の区域	70	65
		備考 1 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。 3 測定場所は、原則として指定事業所の敷地境界線上とする。 4 振動の測定方法は、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。 5 「第一種区域」、「第二種区域（Ⅰ）」及び「第二種区域（Ⅱ）」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。 (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域 (2) 第二種区域（Ⅰ） 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (3) 第二種区域（Ⅱ） 工業地域及び大阪府告示で指定する地域 6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、収容施設を有			

改正後	改正前
	<u>する診療所、図書館又は特別養護老人ホームであって、昭和54年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。</u> <u>7 この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄道又は軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。</u>
別表第4（第43条関係） 特定建設作業に関する規制の基準 1 特定建設作業の騒音及び振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、騒音については85デシベル、振動にあつては75デシベルを超える大きさのものでないこと。 2 特定建設作業の騒音及び振動が、第1号区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間内において、第2号区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において、それぞれ行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの項本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音及び振動は、この限りでない。 3 特定建設作業の騒音及び振動が、当該特定建設作業の場所において、第1号区域にあつては1日10時間、第2号区域にあつては1日14時間を超え	別表第4（第43条関係） 特定建設作業に関する規制の基準 1 特定建設作業の騒音及び振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、騒音については85デシベル、振動にあつては75デシベルを超える大きさのものでないこと。 2 特定建設作業の騒音及び振動が、第1号区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間内において、第2号区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において、それぞれ行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの項本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音及び振動は、この限りでない。 3 特定建設作業の騒音及び振動が、当該特定建設作業の場所において、第1号区域にあつては1日10時間、第2号区域にあつては1日14時間を超え

改正後	改正前
て行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業の開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音及び振動は、この限りでない。	て行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業の開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音及び振動は、この限りでない。
4 特定建設作業の騒音及び振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音及び振動は、この限りでない。	4 特定建設作業の騒音及び振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音及び振動は、この限りでない。
5 特定建設作業の騒音及び振動が、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を休日等に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を休日等に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を休日等に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を休日等に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に	5 特定建設作業の騒音及び振動が、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を休日等に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を休日等に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を休日等に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を休日等に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に

改正後	改正前
基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を休日等に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を休日等に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音及び振動は、この限りでない。	基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を休日等に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を休日等に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音及び振動は、この限りでない。
備考	備考
1 騒音の計量単位「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。 3 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 （1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 （2）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 （3）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。 （4）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。 4 振動の計量単位「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。 5 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。 6 振動の測定方法は、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法	1 別表第3その2の備考1、備考2及び備考4並びに別表第3その3の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表についても適用する。

改正後	改正前								
によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。 7 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、<u>準工業地域</u>（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。）及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域並びに工業地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域をいう。 8 第2号区域とは、工業地域及び大阪府告示で指定する地域のうち、第1号区域以外の地域をいう。	2 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、<u>準工業地域</u>及び 用途地域の指定のない地域並びに工業地域 のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域をいう。 3 第2号区域とは、工業地域及び大阪府告示で指定する地域のうち、第1号区域以外の地域をいう。								
別表第5及び別表第6 削除	別表第5（第50条関係）								
	<table> <tr> <th data-bbox="1173 1026 1641 1074">建築物が位置する地域又は区域</th><th data-bbox="1641 1026 2069 1074">建築物</th></tr> <tr> <td data-bbox="1173 1074 1641 1169">第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域</td><td data-bbox="1641 1074 2069 1169">軒の高さが7メートルを超える建築物</td></tr> <tr> <td data-bbox="1173 1169 1641 1393">第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない区域</td><td data-bbox="1641 1169 2069 1393">高さが10メートルを超える建築物</td></tr> <tr> <td data-bbox="1173 1393 1641 1431">商業地域及び近隣商業地域</td><td data-bbox="1641 1393 2069 1431">高さが12.5メートルを超える建</td></tr> </table>	建築物が位置する地域又は区域	建築物	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない区域	高さが10メートルを超える建築物	商業地域及び近隣商業地域	高さが12.5メートルを超える建
建築物が位置する地域又は区域	建築物								
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物								
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない区域	高さが10メートルを超える建築物								
商業地域及び近隣商業地域	高さが12.5メートルを超える建								

改正後	改正前	
		<u>建築物</u>
	<u>備考 高さの算定は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号によるものとする。</u>	
	別表第6 削除	
	別表第7～別表第10 略	
別表第7～別表第10 略		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の岸和田市環境保全条例別表第3その2第2項第3号の規定は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。